

顧問弁護士の選任及び報酬に関する指針

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この指針は、県民利益の最大化を図りつつ、本県の県政執行に関する法律上の問題に対処するため、顧問弁護士の選任方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任)

第2条 顧問弁護士は県政執行に係る法令及び法律事務に精通する者を知事が選任する。

2 顧問弁護士は、山梨県弁護士会に所属する弁護士から選任することを基本とし、それ以外の弁護士から選任することも妨げない。

(身分)

第3条 顧問弁護士は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約により選任することも可能とする。

(任期)

第4条 顧問弁護士に係る任用期間又は契約期間は1年を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、任用期間又は契約期間を更新することを妨げない。

(職務)

第5条 顧問弁護士は、県及び県の執行機関の求めに応じ、県政執行に関する法律上の問題について必要な助言若しくは支援を行い、又は意見を述べるものとする。

- 2 顧問弁護士は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。
- 3 顧問弁護士は、訴訟代理人弁護士を兼ねることができる。

(報酬)

- 第6条 顧問弁護士の報酬は、月額定額とし、その者の業務内容等を考慮して具体的実情に応じて決定するものとする。
- 2 顧問弁護士が訴訟代理人を兼ねる場合の訴訟代理業務に係る報酬の支払い方は、訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針の規定によるものとする。

(その他)

- 第7条 契約により選任する場合、契約に関して必要な事項については、別に定める顧問契約書雛型を基本として、相手方と交渉して定める。
- 2 この指針に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和3年4月1日以降の顧問弁護士の選任について、適用する。

(経過措置)

- 2 この指針の適用の際、顧問弁護士である特別職非常勤職員へ訴訟代理業務を委任している場合の報酬については当該顧問弁護士と協議して定める。